

令和7年度茨城県警察情報提供報奨金制度取扱要領

1 趣旨

この要領は、令和7年度の茨城県警察情報提供報奨金制度（以下「報奨金制度」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 広告期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。ただし、同期間内に報奨金執行額が満額となった場合等には、茨城県警察ホームページから削除することにより広告を終了する。

3 対象事件

重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買）等のうち、刑事部長が認定した事件

4 執行及び執行額決定の手続

- (1) 警察署長は、対象事件の被疑者検挙又は事件解決（以下「検挙等」という。）に最も寄与した情報提供者に対して報奨金の支払が適当と認めたときは、警察本部において当該事件を主管する課長（以下「事件主管課長」という。）に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた事件主管課長は、刑事部参事官兼刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）と協議を行い、最終的に刑事部長が報奨金の執行及び執行額について決定する。

5 執行額の上限

執行額は、検挙等への寄与の度合いに応じて、一事件5万円を上限とする。

6 支払の除外事由

情報提供者が次のいずれかに該当するときは、報奨金を支払わないこととする。

- (1) 匿名であるなどのため個人の特定ができない者
- (2) 警察職員
- (3) 被疑者本人、共犯者及び情報の入手過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者
- (4) (1)から(3)までのほか、報奨金の支払を受けることが社会通念上適当でない
と認められる者

7 支払の方法

- (1) 報奨金の支払は、原則として、情報提供者が指定した金融機関の口座への振り込みによる。
- (2) 特別の事情により、情報提供者が現金の直接交付を希望する場合は、(1)にかかわらず現金で報奨金を支払うこととする。この場合、情報提供者から領収書を徴し、これを保管することとする。

8 その他

- (1) この要領の実施に関する事務は、刑事部刑事総務課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、報奨金制度の取扱いに係る細部事項は、刑事総務課長が別に定める。